

**令和6年度 第2回
木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会**

資 料

日 時 **令和6年8月1日(木) 午後4時**

場 所 **木更津市役所朝日庁舎 会議室E**

目 次

報告事項 1

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議決結果について	1
----------------------------------	---

報告事項 2

令和5年度木更津市国民健康保険事業報告について	4
-------------------------	---

報告事項 3

令和5年度木更津市国民健康保険特別会計決算について	10
---------------------------	----

報告事項 4

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応について	28
------------------------------	----

報告事項 1

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の議決結果について

1. 委員会審査日 令和6年6月12日（教育民生常任委員会）
2. 審査結果 原案可決
3. 議決日 令和6年6月19日（本会議最終日）
4. 議決結果 原案可決

5. 委員会の主な質疑応答

No.	質 問	回 答
1	近隣市の税率改定の状況。	袖ヶ浦市が6月議会において保険税率を引き上げるための条例改正案を提出した。（⇒原案可決）
2	令和6年度に税率を改定する県内の市町村はどのくらいあるか。	県内37市中16市が税率を改定予定。
3	千葉県では、いつから保険税水準の統一化を開始するのか。	令和6年度から県内市町村と協議を重ねていく予定であり、統一化の開始時期は決まっていない。
4	千葉県において保険税水準の完全統一化の開始時期が決まっていないのに、本市が「国民健康保険税改定計画」を策定した理由は何か。	国は、令和6年度から11年度までを保険税水準の統一に向けた取組を加速化させる期間と位置付けたことから、千葉県においても、将来、県内において保険税率を統一化することを見据えて、急激な保険税率の引き上げを避けるため、段階的に保険税率を引き上げる方針にしたため。
5	都道府県内で保険税率の統一を進めていく理由は何か。	広域化により保険給付に必要な費用の全額を都道府県から市町村へ交付されたため財政運営の安定化が図られたが、保険税率は市町村ごとに異なる状況が続いており、国も医療費の水準や医療提供体制に差があることに留意しつつも、将来的に、都道府県内の保険税率を統一することが望ましいとしているため。

No.	質 問	回 答
6	千葉県の賦課方式の状況	54 市町村中、「2 方式」が 2 市（船橋市と富津市）、「3 方式」が 52 市、「4 方式」は採用なし。
7	全国の賦課方式の状況	医療分の賦課方式は 1,714 市町村中、「2 方式」が 108 市町村、「3 方式」が 1,130 市町村、「4 方式」が 476 市町村となっている。
8	今後、市民への過度な増税にならないためにできることは何か。	<p>保険給付費を減らすことで税率を低く抑えることができるため、健康診断や人間ドックを定期的に受診することで病気の早期発見、早期治療につなげていただくことや、可能な限りジェネリック医薬品を使用してもらうことが保険給付費の抑制となる。</p> <p>また、無所得の加入者も税申告を適正に行い、保険税を納付することで保険税増税の抑制につながる。</p>
9	千葉県が策定する市町村標準保険税率が一律だと、木更津市だけ医療費を削減しても、他市町村で医療費が増大したら、あまり効果がないのではないか。	<p>国民健康保険は、国民皆保険の理念の根幹の制度であり、病気やけがをしたときに安心して診療を受けることができるよう皆で助け合いながら、千葉県と県内の市町村が運営している。</p> <p>本市の 1 人あたりの医療費は、県内で低い保険者にあたるが、医療費は年々増加傾向となっている。</p> <p>「生涯健康でありたい」ということは誰もが持っているため、加入者の各々が自分事ととらえ医療費の抑制に向けた取り組みが必要である。</p>

6. 令和 6 年度の近隣市における税率等の改定

君 津 市：改定なし（平成 30 年度以降改定なし）

富 津 市：改定なし（令和 5 年度改定）

袖ヶ浦市：改定あり（令和 6 年度改定 次頁の表のとおり）

区 分	税区分	現行	改定案	差 額
医 療 分	所得割率	6.9%	7.5%	0.6%増
	均等割額	18,000円	20,000円	2,000円増
	平等割額	22,000円	24,000円	2,000円増
支 援 金 分	所得割率	1.95%	2.6%	0.65%増
	均等割額	10,500円	14,000円	3,500円増
介 護 分	所得割率	1.6%	2.4%	0.8%増
	均等割額	12,500円	16,000円	3,500円増

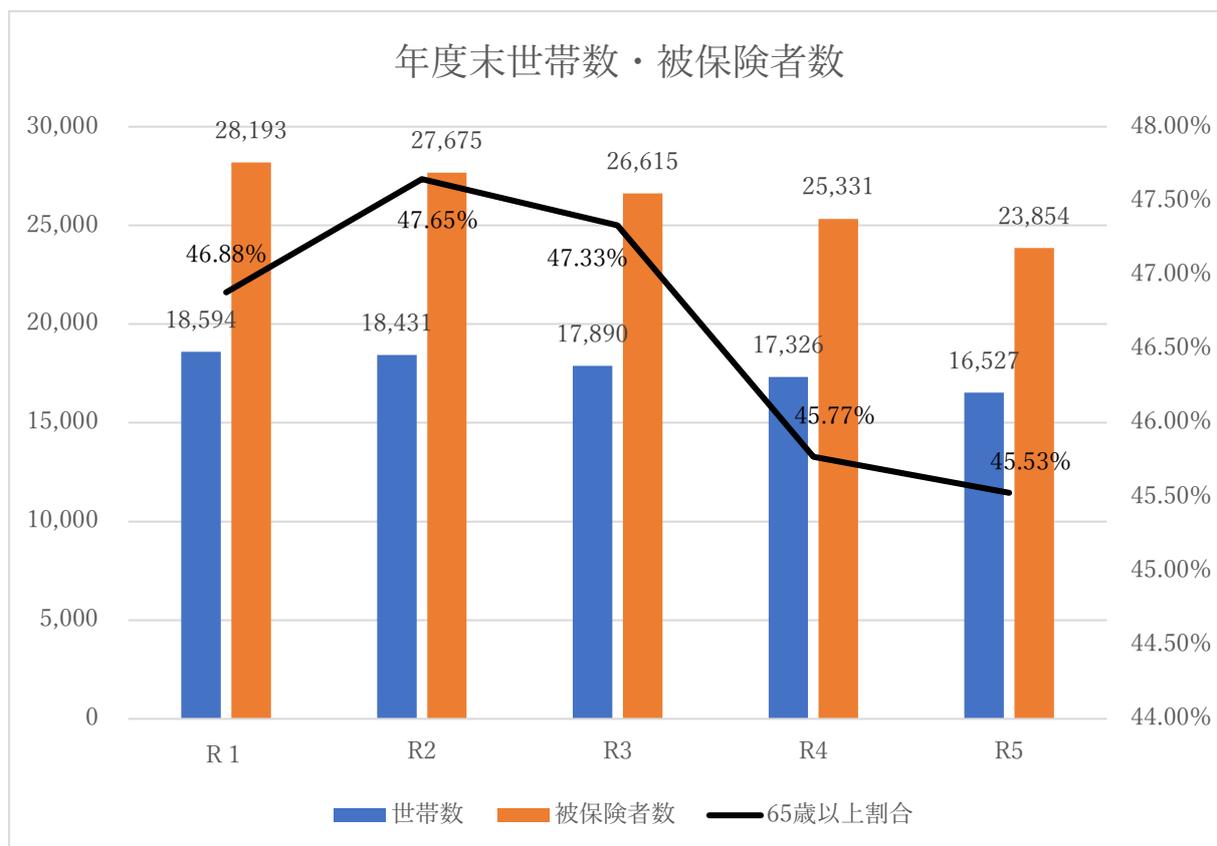
7. 令和6年度の近隣市の税率等

保険者名	医療保険分				後期高齢者支援分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額
木更津市	8.1%	18,000	22,000	650,000	1.99%	11,000	240,000	1.29%	12,000	170,000
君津市	7.3%	20,000	24,000	650,000	1.8%	10,000	240,000	1.8%	9,900	170,000
富津市	6.9%	39,000		650,000	2.4%	13,000	240,000	2.4%	14,000	170,000
袖ヶ浦市	7.5%	20,000	24,000	650,000	2.6%	14,000	240,000	2.4%	16,000	170,000

報告事項 2

令和5年度
木更津市国民健康保険事業報告

【国民健康保険加入者の概要】



令和元年度から令和5年度までの年度末の世帯数、被保険者数及び65歳以上被保険者数の割合はグラフのとおり推移しています。

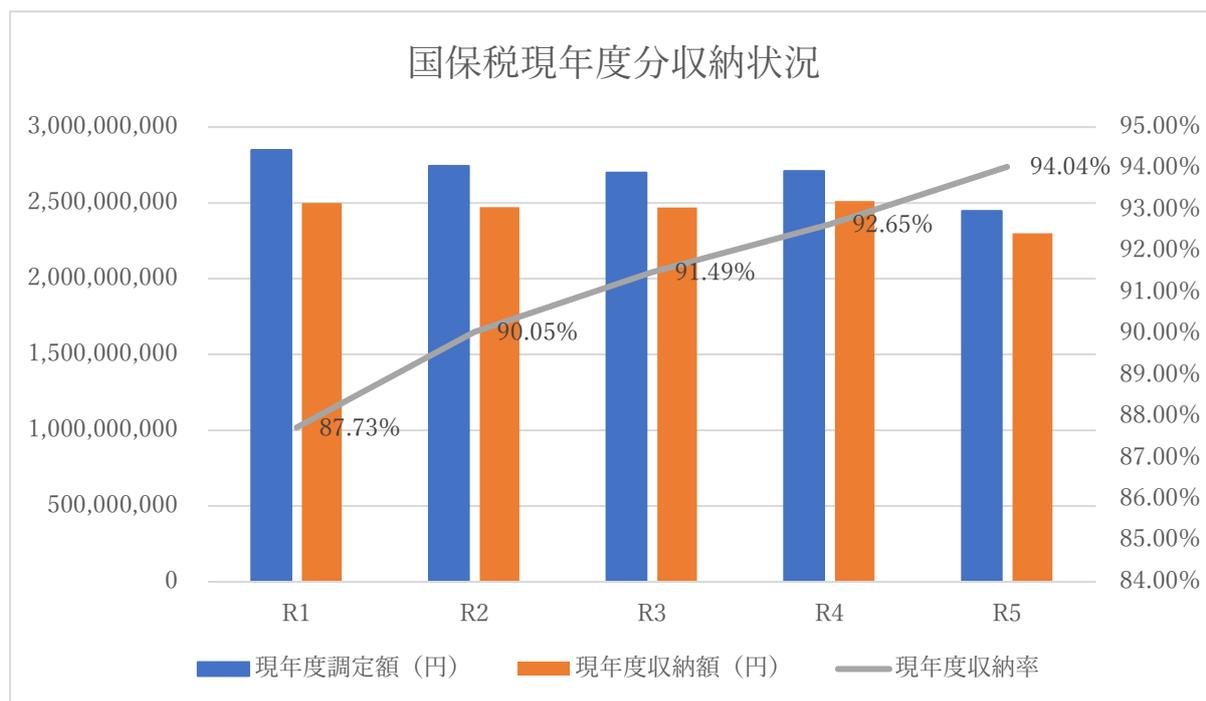
団塊世代の後期高齢者医療保険への移行、働き方改革による60歳代の就労者の増加、また企業等で働く短時間労働者の社会保険加入の適用拡大等の影響から世帯数及び被保険者数は減少傾向にあります。

また、外国人加入者の動向は以下のとおりです。

時 点	被保険者数	外国人人口	加入率
令和6年3月31日	781人	3,197人	24.43%
令和5年3月31日	769人	2,901人	26.51%
令和4年3月31日	691人	2,614人	26.43%

外国人の人口が増加していることに伴い、国民健康保険の被保険者数も増加傾向にありますが、社会保険の加入者も多いため、加入率は昨年度より減少しています。

木更津市国民健康保険税（現年度分）収納状況



国民健康保険税現年度分の調定額（徴収すべき金額）、収納額及び収納率は上のグラフのとおりです。

被保険者数の減少に伴い、調定額は減少傾向ですが、収納率については増加傾向にあります。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調 定 額	2,849,446,800	2,744,159,300	2,699,227,900	2,710,229,600	2,445,846,400
収 納 額	2,499,859,006	2,471,020,188	2,469,540,761	2,511,007,347	2,300,026,708
収 納 率	87.73%	90.05%	91.49%	92.65%	94.04%

国民健康保険事業について、令和5年度の事業計画により主要事業としてあげた項目について、新規に取り組んだもの、効果が上がったものを中心に報告いたします。

(1) 収納率向上対策事業

<電子マネーによる納付の拡大>

・令和5年度から納付書に地方税統一QRコードを印字し、QRコードからクレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォン決済アプリ等で納付ができるようになりました。

QRコード利用支払	26,604件	5億4,966万6,669円
(納付書に占める割合)	(87.1%)	(86.3%)

(2) 適用適正化対策事業

<オンライン資格確認システムを活用した資格及び賦課の適正管理>

・オンライン資格確認システムから提供される資格重複状況結果一覧を活用し、国保資格の適用に疑義があるものに対し届出の勧奨をするとともに、届出がない者については職権による資格の喪失を実施し、賦課及び資格の適正化を図りました。

勧奨文書発送数	1,249世帯	1,504人
うち、職権による資格喪失数	592世帯	697人

(3) 医療費適正化対策事業

<後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進>

・令和5年度に通知送付者が後発医薬品に変更した薬剤費は2,247,826円でした。
 ・代替後発医薬品が存在する薬剤についての後発品の割合は数量で78.6%（前年同月比1.7%増）、金額で57.9%（前年同月比0.4%減）です。（令和6年2月調剤分）

<君津木更津薬剤師会と協働して行う重複服薬患者への保健指導>

・36名を選定して文書通知、電話、訪問による重複服薬指導を実施しました。

(4) 令和5年度新規保健事業

- ・国民健康保険データベース(KDB)を活用したAIによる腎機能予測結果還元プロジェクトの活用
(厚生労働省研究費にて国民健康保険中央会作成)
(当市健康課題の循環器病及び慢性腎臓病の予防)

(5) 特定健康診査・特定保健指導事業等

<特定健康診査>

- ・受診者数 7,313 人、受診率 43.4% (県内 54 市町村中 15 位)
※令和6年5月末時点の速報値

<特定保健指導>

- ・令和5年度実施率 30.5% (途中経過値)
(事業期間が10月～翌年9月となるため、令和5年度の確定値は11月公表)
参考：令和4年度実施率 37.5% (県内 54 市町村中 15 位で、過去5年最高値)

<国保加入者の30歳代若年期健康診査>

- ・受診者数 195 人 受診率 11.1% (国保加入者 1,753 人)

(6) 生活習慣病の発症・重症化予防保健事業等

<発症予防>

- ・集団健診会場での健康教育 「STOP!糖尿病」 1,274 人
- ・YouTube きさらづプロモチャンネルで動画配信 385 回再生

<慢性腎臓病、糖尿病性腎症、脳・心血管疾患(脳梗塞、脳出血、心筋梗塞等)>

- ・腎臓病地域連携パス(医師会・専門医と連携)交付数 829 件
- ・腎パス未返送者に対する受診勧奨件数 169 件
- ・生活習慣病重症化予防(脳・心血管病高リスク者)保健指導者数 167 人(延人数)
- ・重複服薬指導者数(薬剤師会との連携事業) 36 人(実人数)
- ・糖尿病性腎症重症化予防保健指導者数 295 人(延人数)
- ・30歳代早期介入保健指導者数 102 人(実人数)
- ・集団健診会場でのお薬相談会(薬剤師会との連携事業) 人数未把握

(7) その他保健事業

・短期人間ドック助成事業については、単独受検 1,182 件、脳ドック併用 316 件、合計 1,498 件に助成しました。

昨年度と比較すると、単独受検 1 件減、脳ドック併用 5 件減、合計 6 件減となっており、昨年度と概ね同程度の受検者数となっています。

(8) 広報啓発事業

・木更津市ホームページのカルーセル(トップページの帯広告)に健診受診勧奨について掲載をしました。

・デジタルサイネージ(あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアを総称したもの)にて、特定健康診査の受診啓発をしました。

・協力医療機関、市内薬局に特定健診等の受診勧奨ポスターの掲示依頼をしました。

報告事項3

令和5年度木更津市国民健康保険特別会計決算について

1. 歳入一覧

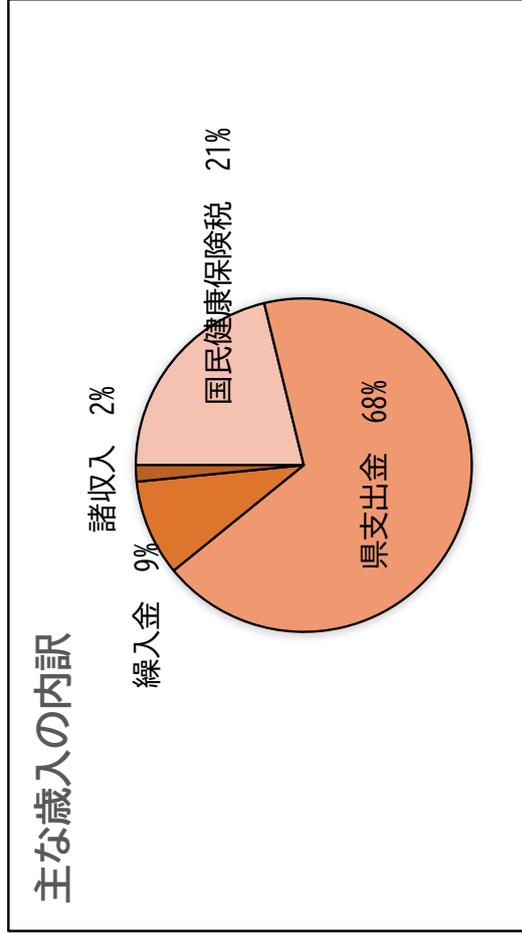
(単位：円)

款	内 訳	予算額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-C-D	令和4年度 決算額 E	前年度との比較 C-E
05 国民健康保険税	一般 現年分(医療)	1,691,351,000	1,855,623,676	1,749,207,458	3,239	106,412,979	1,910,184,801	△ 160,977,343
	一般 現年分(後期)	421,748,000	464,188,090	436,165,915	832	28,021,343	475,125,910	△ 38,959,995
	一般 現年分(介護)	110,624,000	126,034,634	114,653,335	329	11,380,970	125,696,636	△ 11,043,301
	一般 滞納繰越分(医療)	226,442,000	720,924,714	218,310,659	53,460,161	449,153,894	255,410,714	△ 37,100,055
	一般 滞納繰越分(後期)	54,752,000	161,819,664	48,741,576	12,027,465	101,050,623	62,633,699	△ 13,892,123
	一般 滞納繰越分(介護)	22,839,000	71,313,264	20,131,078	5,446,047	45,736,139	26,229,839	△ 6,098,761
	退職 滞納繰越分(医療)	656,000	1,967,040	600,417	145,360	1,221,263	778,540	△ 178,123
	退職 滞納繰越分(後期)	117,000	320,399	153,613	17,740	149,046	190,019	△ 36,406
	退職 滞納繰越分(介護)	128,000	424,928	128,908	31,486	264,534	144,779	△ 15,871
	05款 合計	2,528,657,000	3,402,616,409	2,588,092,959	71,132,659	743,390,791	2,856,394,937	△ 268,301,978
10 使用料及び手数料	諸証明手数料	4,000	6,900	6,900	0	0	6,900	0
15 国庫支出金	10款 合計	4,000	6,900	6,900	0	0	6,900	0
	国民健康保険制度関係係業務準備事業費補助金	114,000	114,000	114,000	0	0	40,000	74,000
25 県支出金	出産育児一時金臨時補助金	230,000	279,000	279,000	0	0	0	279,000
	15款 合計	344,000	393,000	393,000	0	0	40,000	353,000
	健康増進事業費補助金	1,518,000	1,372,000	1,372,000	0	0	1,321,000	51,000
	普通交付金	8,272,673,000	8,114,167,711	8,114,167,711	0	0	8,372,687,977	△ 258,520,266
	特別交付金(保険者努力支援分)	45,249,000	45,249,000	45,249,000	0	0	42,324,000	2,925,000
	特別交付金(特別調整交付金分)	19,379,000	18,975,000	18,975,000	0	0	29,197,000	△ 10,222,000
	特別交付金(県繰入分(2号分))	63,026,000	70,340,000	70,340,000	0	0	60,880,000	9,460,000
	特別交付金(特定健康診査等負担金)	30,644,000	29,526,000	29,526,000	0	0	33,230,000	△ 3,704,000
	25款 合計	8,432,489,000	8,279,629,711	8,279,629,711	0	0	8,539,639,977	△ 260,010,266
	財政調整基金金利子	42,000	41,965	41,965	0	0	9,989	31,976
35 財産収入	高額療養費貸付基金金利子	1,000	180	180	0	0	168	12
	35款 合計	43,000	42,145	42,145	0	0	10,157	31,988
37 寄付金	寄付金	0	0	0	0	0	965,000	△ 965,000
	37款 合計	0	0	0	0	0	965,000	△ 965,000

(単位：円)

款	内 訳	予算額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-C-D	令和4年度 決算額 E	前年度との比較 C-E
40 繰入金	保険基金安定繰入金(保険税軽減分)	349,723,000	349,723,000	349,723,000	0	0	354,549,400	△ 4,826,400
	保険基金安定繰入金(保険者支援分)	213,882,000	213,881,914	213,881,914	0	0	229,025,106	△ 15,143,192
	未就学児均等割保険税繰入金	5,095,000	5,094,308	5,094,308	0	0	5,094,288	20
	産前産後保険税繰入金	359,000	187,539	187,539	0	0	0	187,539
	職員給与費等繰入金	221,451,000	217,590,130	217,590,130	0	0	199,643,413	17,946,717
	出産育児諸費繰入金	17,014,000	16,257,033	16,257,033	0	0	18,200,000	△ 1,942,967
	財政安定化支援事業繰入金	37,707,000	37,706,162	37,706,162	0	0	38,778,841	△ 1,072,679
	財政調整基金繰入金	295,695,000	295,695,000	295,695,000	0	0	0	295,695,000
	40款 合計	1,140,926,000	1,136,135,086	1,136,135,086	0	0	845,291,048	290,844,038
	普通交付金繰越金	0	0	0	0	0	0	6,599,676
45 繰越金	前年度繰越金	35,085,000	35,085,767	35,085,767	0	0	3,469,000	31,616,767
	45款 合計	35,085,000	35,085,767	35,085,767	0	0	10,068,676	25,017,091
50 諸収入	一般 保険税延滞金	151,884,000	175,373,916	175,373,916	0	0	151,884,816	23,489,100
	退職 保険税延滞金	1,900,000	1,216	1,216	0	0	17,400	△ 16,184
	第三者行為に伴う損害賠償金	1,500,000	7,359,788	7,359,788	0	0	25,645,815	△ 18,286,027
	一般 保険給付返納金	5,305,000	10,872,255	9,531,225	392,383	948,647	3,694,621	5,836,604
	退職 保険給付返納金	0	0	0	0	0	5,712	△ 5,712
	一般 高額療養費返納金	921,000	1,633,307	1,529,761	0	103,546	94,337	1,435,424
	雇用保険被保険者負担分	11,000	10,976	10,976	0	0	7,154	3,822
	前年度労働保険料返還金	0	0	0	0	0	9,441	△ 9,441
	公務災害補償基金還付金	2,000	2,563	2,563	0	0	852	1,711
	50款 合計	161,523,000	195,254,021	193,809,445	392,383	1,052,193	181,360,148	12,449,297
	歳入合計	12,299,071,000	13,049,163,039	12,233,195,013	71,525,042	744,442,984	12,433,776,843	△ 200,581,830

2. 歳入項目別の内訳



主な歳入の内訳は左記の円グラフのとおりです。
歳入の68%を医療給付費に相当する県支出金が占めています。次いで、被保険者から徴収する国民健康保険税が21%、法令により一般会計からの繰入れが認められている繰入金等が9%で、その他の収入は合わせて2%でした。

3. 令和5年度主要施策一覧表（歳入）

（単位：円）

05款 国民健康保険税 05項 国民健康保険税

前年度と比較すると、現年分の収納率は92.19%から93.72%に、滞納繰越分の収納率は29.04%から30.08%にそれぞれ向上しましたが、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行、短時間労働者への被用者保険の拡大等により、年間平均被保険者が26,192人から24,612人に1,580人減ったため国民健康保険税全体の収入済額は減額となりました。

事業名等	予算額	収入済額	予算額と収入済額との比較	令和4年度決算額	前年度との比較	事業内容等
一般 現年分	2,223,723,000	2,300,026,708	76,303,708	2,511,007,347	△ 210,980,639	・医療給付分 ・後期高齢者支援金分 ・介護納付分
一般・退職 滞納繰越分	304,934,000	288,066,251	△ 16,867,749	345,387,590	△ 57,321,339	・医療給付分 ・後期高齢者支援金分 ・介護納付分

10款 使用料及び手数料 05項 手数料

事業名等	予算額	収入済額	予算額と収入済額との比較	令和4年度決算額	前年度との比較	事業内容等
諸証明手数料	4,000	6,900	2,900	6,900	0	国民健康保険に加入していた期間の証明書等の発行手数料

15款 国庫支出金 10項 国庫補助金

マイナンバーカードによる健康保険証利用の普及啓発、事務の効率化を推進する「市町村事務処理標準システム」の導入、災害対応で臨時の保険税減免を実施したときに国から支出される補助金です。

事業名等	予算額	収入済額	予算額と収入済額との比較	令和4年度決算額	前年度との比較	事業内容等
国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	114,000	114,000	0	40,000	74,000	マイナンバーカードと健康保険証の一体化を普及啓発するためのリーフレットの印刷費に対する補助金
出産育児一時金臨時補助金	230,000	279,000	49,000	0	279,000	令和5年4月から出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられたため、国から1件あたり5千円の補助金が交付されました。

(単位：円)

25款 県支出金 10項 県補助金

国民健康保険の広域化に伴い県から支出される普通交付金が大部分を占め、その他各市町村の事情に応じて支出される特別交付金が該当します。医療費にあたる保険給付費が前年度と比較すると大きく減少したため、それに伴い、普通交付金が約2億5,800万円減少しました。

事業名等	予算額	収入済額	予算額と収入済額との比較	令和4年度決算額	前年度との比較	事業内容等
健康増進事業費補助金	1,518,000	1,372,000	△ 146,000	1,321,000	51,000	40歳以上に対して実施する生活習慣病などの疾病予防対策等の健康増進事業に対する県補助金
普通交付金	8,272,673,000	8,114,167,711	△ 158,505,289	8,372,687,977	△ 258,520,266	保険給付費に要する費用に対する県交付金 ※出産育児一時金及び葬祭費は含まない
特別交付金 保険者努力支援分	45,249,000	45,249,000	0	42,324,000	2,925,000	医療費適正化、健康づくり等の取組状況に応じた交付
特別交付金 特別調整交付金分(市町村分)	19,379,000	18,975,000	△ 404,000	29,197,000	△ 10,222,000	災害等の特別な事情、制度改正に伴うシステム改修等を考慮して交付
特別交付金 県繰入金(2号分)	63,026,000	70,340,000	7,314,000	60,880,000	9,460,000	被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る取組に応じて交付
特別交付金 特定健康診査等負担金	30,644,000	29,526,000	△ 1,118,000	33,230,000	△ 3,704,000	特定健康診査等に要する費用に係る負担金

35款 財産収入 05項 財産運用収入

事業名等	予算額	収入済額	予算額と収入済額との比較	令和4年度決算額	前年度との比較	事業内容等
財政調整基金利子	42,000	41,965	△ 35	9,989	31,976	国民健康保険財政調整基金を定期預金で運用した利息
高額療養費貸付基金利子	1,000	180	△ 820	168	12	高額療養費貸付基金を定期預金で運用した利息

(単位：円)

40款 繰入金 05項 一般会計繰入金

国民健康保険事業に係る職員の人件費等、法令により一般財源から国民健康保険特別会計へ繰入が認められている繰入金です。税収の減額により保険基金安定繰入金が減額となり、人件費の上昇により職員給与費等繰入金が増額となりました。

事業名等	予算額	収入済額	予算額と収入済額との比較	令和4年度決算額	前年度との比較	事業内容等
保険基金安定繰入金 (保険税軽減分)	349,723,000	349,723,000	0	354,549,400	△ 4,826,400	保険税の軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、被保険者の保険税負担の緩和及び財政基金の安定化を図ります。 (負担割合：県3/4、市1/4)
保険基金安定繰入金 (保険者支援分)	213,882,000	213,881,914	△ 86	229,025,106	△ 15,143,192	保険税の軽減の対象となった被保険者数に応じて、平均保険税額の一定割合を一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、保険税負担の軽減を図るとともに、低所得者を多く抱える市町村を支援します。 (負担割合：国1/2、県1/4、市1/4)
未就学児均等割保険税繰入金	5,095,000	5,094,308	△ 692	5,094,288	20	未就学児の保険税均等割額を減額した額の相当額に対する繰入金 (負担割合：国1/2、県1/4、市1/4)
産前産後保険税繰入金	359,000	187,539	△ 171,461	0	0	産前産後期間における保険税の所得割額及び均等割額を減額した額の相当額に対する繰入金 (負担割合：国1/2、県1/4、市1/4)
職員給与費等繰入金	221,451,000	217,590,130	△ 3,860,870	199,643,413	17,946,717	職員給与費及び事務費等の一般会計から国保特別会計への繰入金
出産育児諸費繰入金	17,014,000	16,257,033	△ 756,967	18,200,000	△ 1,942,967	出産育児一時金の3分の2を一般会計から国保特別会計への繰入金
財政安定化支援事業繰入金	37,707,000	37,706,162	△ 838	38,778,841	△ 1,072,679	低所得者の割合、高齢者の割合、病院の病床数等を根拠に国が算定し、一般会計から国保特別会計への繰入金

(単位：円)

40款 繰入金 10項 基金繰入金

被保険者数の減少に伴い、税収不足が見込まれたため、財政調整基金を2億9,569万5千円取り崩しました。

事業名等	予算額	収入済額	予算額と収入済額との比較	令和4年度決算額	前年度との比較	事業内容等
財政調整基金繰入金	295,695,000	295,695,000	0	0	295,695,000	財政調整基金から保険税収入不足分を繰入れ

45款 繰越金 05項 繰越金

事業名等	予算額	収入済額	予算額と収入済額との比較	令和4年度決算額	前年度との比較	事業内容等
前年度繰越金	35,085,000	35,085,767	767	3,469,000	31,616,767	令和4年度国保特別会計剰余金

50款 諸収入 05項 延滞金及び過料

事業名等	予算額	収入済額	予算額と収入済額との比較	令和4年度決算額	前年度との比較	事業内容等
国民健康保険税延滞金	153,784,000	175,375,132	21,591,132	151,902,216	23,472,916	国民健康保険税が納期限までに納付されなかった場合、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて加算される延滞金

50款 諸収入 15項 雑入

事業名等	予算額	収入済額	予算額と収入済額との比較	令和4年度決算額	前年度との比較	事業内容等
被保険者第三者納付金	1,500,000	7,359,788	5,859,788	25,645,815	△ 18,286,027	交通事故等第三者行為に伴う損害賠償金 損害賠償件数：23件 (R4:34件)
被保険者返納金	5,305,000	9,531,225	4,226,225	3,700,333	5,830,892	資格喪失後による受診や労災認定等に係る保険給付費返納金 件数：216件 (R4:408件)
高額療養費返納金	921,000	1,529,761	608,761	94,337	1,435,424	資格喪失後による受診や労災認定等に係る高額療養費返納金 件数：25件 (R4:3件)

4. 歳出一覧

(単位：円)

款	項	内 記	予算額 A	決算額 B	予算残額 A-B	令和4年度 決算額 C	前年度との比較 B-C
05 総務費	05 総務管理費	一般職人件費	151,183,000	149,196,479	1,986,521	135,392,008	13,804,471
		会計年度任用職員人件費	19,264,000	18,850,436	413,564	17,823,068	1,027,368
		保険給付事務費	5,316,000	5,169,874	146,126	5,439,818	△ 269,944
		保険者事務電算共同処理委託費	11,615,000	11,390,148	224,852	11,715,626	△ 325,478
		保険証更新事業費	8,023,000	7,823,984	199,016	8,294,454	△ 470,470
		損害賠償求償事務手数料	200,000	108,700	91,300	217,500	△ 108,800
		シエネリック医薬品利用促進事業費	667,000	555,391	111,609	574,333	△ 18,942
		療養費支給申請書点検業務委託費	561,000	458,384	102,616	447,162	11,222
		医療費適正化対策事業諸経費	239,000	206,862	32,138	206,907	△ 45
		国民健康保険システム改修費	4,268,000	4,268,000	0	3,135,000	1,133,000
		国民健康保険のオンライン資格確認等に係る運営負担金	671,000	670,680	320	664,188	6,492
		国民健康保険団体連合会負担金	3,028,000	3,027,100	900	3,167,200	△ 140,100
		保険税賦課事務費	5,604,000	5,390,747	213,253	4,348,357	1,042,390
		保険税徴収事務費	6,849,000	6,686,072	162,928	6,461,015	225,057
		市税等コンビニエンスストア収納関係費	4,669,000	4,155,024	513,976	5,088,374	△ 933,350
		15 運営協議会費	15 運営協議会費	国民健康保険事業の運営に関する協議会委員報酬	355,000	346,500	8,500
国民健康保険事業の運営に関する協議会諸経費	72,000			59,064	12,936	74,358	△ 15,294
		05款 合計	222,584,000	218,363,445	4,220,555	203,511,368	14,852,077

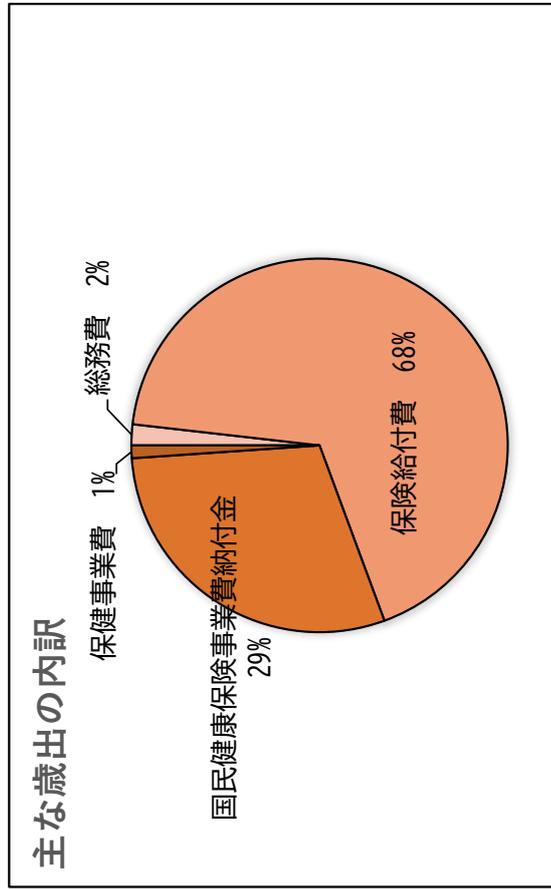
(単位：円)

款	項	内 訳	予算額 A	決算額 B	予算残額 A-B	令和4年度 決算額 C	前年度との比較 B-C
10 保険給付費	05 療養諸費	一般療養給付費	7,166,688,078	7,010,574,373	156,113,705	7,282,490,290	△ 271,915,917
		退職療養給付費	1,000	0	1,000	18,004	△ 18,004
		一般療養費	54,241,319	54,241,319	0	47,315,663	6,925,656
		退職療養費	1,000	0	1,000	0	0
		審査支払手数料	17,146,000	16,809,258	336,742	17,398,614	△ 589,356
		10 高額療養諸費	1,038,390,603	1,038,390,603	0	1,057,639,636	△ 19,249,033
		退職高額療養費	1,000	0	1,000	0	0
		一般高額介護合算療養費	2,000,000	1,720,107	279,893	1,935,644	△ 215,537
		退職高額介護合算療養費	1,000	0	1,000	0	0
		13 移送費	50,000	0	50,000	0	0
		退職移送費	0	0	0	0	
		出産育児一時金	25,520,000	24,385,550	1,134,450	27,300,000	△ 2,914,450
		出産育児一時金支払手数料	11,000	10,290	710	12,390	△ 2,100
		葬祭費	10,500,000	10,050,000	450,000	9,500,000	550,000
		25 傷病手当金	100,000	0	100,000	1,484,717	△ 1,484,717
14 国民健康保険 事業費納付金	05 医療給付費分	10款 合計	8,314,651,000	8,156,181,500	158,469,500	8,445,094,958	△ 288,913,458
		一般医療給付費分	2,347,370,000	2,347,369,917	83	2,223,295,151	124,074,766
		退職医療給付費分	2,435,000	2,434,045	955	6,765,175	△ 4,331,130
		10 後期高齢者支援金等分	901,463,000	901,462,287	713	805,402,815	96,059,472
		15 介護納付金分	307,914,000	307,913,721	279	325,470,658	△ 17,556,937
20 共同事業拠出金	05 共同事業拠出金	14款 合計	3,559,182,000	3,559,179,970	2,030	3,360,933,799	198,246,171
		年金受給者リスト経費	1,000	273	727	262	11
25 保健事業費	03 特定健康診査等事業費	20款 合計	1,000	273	727	262	11
		会計年度任用職員人件費	3,985,000	3,555,259	429,741	2,764,540	790,719
		特定健康診査等事業費	78,252,000	68,679,658	9,572,342	72,329,642	△ 3,649,984
05 保健事業費	05 保健事業費	医療費通知事務費	3,826,000	3,391,809	434,191	4,671,102	△ 1,279,293
		国民健康保険制度趣旨普及事業費	700,000	699,600	400	641,300	58,300
		短期人間ドック助成事業費	57,285,000	56,352,839	932,161	57,184,153	△ 831,314
		健康管理促進事業費	30,000	29,389	611	19,593	9,796
		25款 合計	144,078,000	132,708,554	11,369,446	137,610,330	△ 4,901,776

(単位：円)

款	項	内 訳	予算額 A	決算額 B	予算残額 A-B	令和4年度 決算額 C	前年度との比較 B-C
30 基金積立金	30 基金積立金	財政調整基金積立金	42,000	41,965	35	974,989	△ 933,024
		高額貸付基金積立金	1,000	180	820	168	12
		30款 合計	43,000	42,145	855	975,157	△ 933,012
40 諸支出金	05 償還金及び還付加算金	一般 過年度保険税還付金	34,780,041	31,015,016	3,765,025	16,730,721	14,284,295
		退職 過年度保険税還付金	100,000	0	100,000	0	0
		特定健康診査等負担金返還金	18,222,000	18,222,000	0	11,318,000	6,904,000
		40款 合計	53,102,041	49,237,016	3,865,025	28,048,721	21,188,295
45 予備費	05 予備費	予備費	5,429,959	0	5,429,959	0	0
		45款 合計	5,429,959	0	5,429,959	0	0
		歳出合計	12,299,071,000	12,115,712,903	183,358,097	12,176,174,595	△ 60,461,692

5. 歳出項目別の内訳



主な歳出の内訳は左記の円グラフのとおりです。

歳出の68%を医療給付費や高額医療費、出産一時金等の保険給付費が占めています。次いで、千葉県に納める事業費納付金が29%。人件費や事務費等の総務費が2%で、特定健康診査等を実施するための保健事業費が1%です。

6. 令和5年度主要施策一覧表（歳出）

（単位：円）

05款 総務費 05項 総務管理費
人件費、事務費、システム改修費、国民健康保険事業運営協議会の開催経費等です。

事業名等	予算額	支出済額	予算残額	令和4年度決算額	前年度との比較	執行内容等
保険給付事務費	5,316,000	5,169,874	146,126	5,439,818	△ 269,944	・被保険者証郵送料等 ・高額療養費支給事務用パソコン賃借料
保険者事務電算共同処理委託費	11,615,000	11,390,148	224,852	11,715,626	△ 325,478	千葉県国民健康保険団体連合会に事務処理を委託している資格異動喪失処理、診療報酬明細書等の作成、高額療養費の支給、医療費通知の作成等の委託費 ・共同処理件数 440,731件 (R4:456,322件) ・レポート処理件数 435,891件 (R4:451,403件)
保険証更新事業費	8,023,000	7,823,984	199,016	8,294,454	△ 470,470	・被保険者証印刷費 ・被保険者証郵送料 ・被保険者証封入封緘委託料
医療費適正化対策事業費	1,667,000	1,329,337	337,663	1,445,902	△ 116,565	・損害賠償求償事務手数料 ・ジエネリック医薬品利用促進事業費 ・療養費支給申請書点検業務委託費 ・医療費適正化対策事業諸経費
国民健康保険システム改修費	4,268,000	4,268,000	0	3,135,000	1,133,000	出産被保険者の産前産後期間における保険税減額制度開始に伴う国民健康保険システム改修費 【令和4年度】 ・未就学児の保険税均等割5割軽減対応に伴う国民健康保険システム改修費 3,085,000円 ・国民健康保険事業報告システム改修費 50,000円
国民健康保険団体連合会負担金	3,028,000	3,027,100	900	3,167,200	△ 140,100	千葉県国民健康保険団体連合会に対して、運営に必要な費用の財源となる負担金

(単位：円)

05款 総務費 10項 徴税費

国民健康保険税の賦課及び徴収の事務費です。

事業名等	予算額	支出済額	予算残額	令和4年度決算額	前年度との比較	執行内容等
保険税賦課事務費	5,604,000	5,390,747	213,253	4,348,357	1,042,390	<ul style="list-style-type: none"> 事務消耗品等 31,734 納税通知書印刷費 2,146,210 納税通知書郵送料 2,723,214 納税通知書封入封緘委託料 489,589 令和5年2月から開始したペイジー口座振替受付サービスの案内チラシを納税通知書に封入することに伴う郵送料の増加
保険税徴収事務費	11,518,000	10,841,096	676,904	11,549,389	△ 708,293	<ul style="list-style-type: none"> 督促状等印刷費、郵送料等 6,686,072 市税等コンビニエンスストア収納関係費 4,155,024

10款 保険給付費 5項 療養諸費

療養に要する費用から被保険者の一部負担金を除く部分について、保険給付するための負担金です。

事業名等	予算額	支出済額	予算残額	令和4年度決算額	前年度との比較	執行内容等
療養給付費被保険者負担金	7,166,688,078	7,010,574,373	156,113,705	7,282,508,294	△ 271,933,921	被保険者が医療機関で受診し、療養に要する費用から一部負担金を除く部分について、千葉県国民健康保険団体連合会を通じて医療機関等に保険給付するための負担金です。 被保険者の減少により、受診件数が減ったことで療養に要する費用が減額になりました。
療養費被保険者負担金	54,241,319	54,241,319	0	47,315,663	6,925,656	<ul style="list-style-type: none"> 年間平均被保険者数 24,612人 (R4: 26,192人) 受診件数(調剤・訪問看護を除く) 273,425件 (R4:284,631件) 被保険者が支払った舗装具代やはり・きゅうなどの施術代等について、申請に基づき自己負担分を除いた療養費を支給します。
審査支払手数料	17,146,000	16,809,258	336,742	17,398,614	△ 589,356	<ul style="list-style-type: none"> 支給件数 5,995件 (R4:5,679件) 千葉県国民健康保険団体連合会に診療報酬明細書(レセプト)の審査と診療報酬の支払いを委託しているため、その手数料を支払います。 被保険者の減少により、受診件数が減ったことで手数料が減額になりました。

(単位：円)

10款 保険給付費 10項 高額療養費

被保険者が医療機関で支払った一部負担金に対し、自己負担額を超える部分を高額療養費として支給するための負担金です。

事業名等	予算額	支出済額	予算残額	令和4年度決算額	前年度との比較	執行内容等
高額療養費保険者負担金	1,038,390,603	1,038,390,603	0	1,057,639,636	△ 19,249,033	被保険者が医療機関で受診して、支払った一部負担金に対し、自己負担限度額を超える額を高額療養費として支給します。 被保険者数の減少により、受診件数が減ったことで療養に要する費用が減額になりました。 ・支給件数 21,260件 (R4:23,378件)
高額介護合算療養費保険者負担金	2,000,000	1,720,107	279,893	1,935,644	△ 215,537	「医療保険」と「介護保険」の両方のサービスの利用している世帯の負担を軽減するため、1年間(8月から翌年7月末)に支払った各保険制度の自己負担額の合計が基準額を超えた場合、支給申請をすることにより、その超えた額を支給します。 ・支給件数 47件 (R4:51件)

10款 保険給付費 17項 出産育児諸費

事業名等	予算額	支出済額	予算残額	令和4年度決算額	前年度との比較	執行内容等
出産育児一時金	25,520,000	24,385,550	1,134,450	27,300,000	△ 2,914,450	被保険者が出産したときに、医療機関等から請求される出産費用は、出産育児一時金として50万円(産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合48万8千円)の範囲内で保険者から医療機関に直接支払います。ただし、被保険者の申出により、直接支払制度の利用を希望しないこともできます。 ・支給件数 50件 【令和4年度】 ・出産育児一時金 42万円(産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合40万4千円) ・支給件数 65件

(単位：円)

10款 保険給付費 20項 葬祭諸費

事業名等	予算額	支出済額	予算残額	令和4年度決算額	前年度との比較	執行内容等
葬祭費	10,500,000	10,050,000	450,000	9,500,000	550,000	被保険者が死亡したときに、その葬祭者に葬祭費として5万円を支給します。 ・支給件数 201件 (R4:190件)

14款 国民健康保険事業費納付金 5項 医療給付費分

事業名等	予算額	支出済額	予算残額	令和4年度決算額	前年度との比較	執行内容等
医療給付費分	2,349,805,000	2,349,803,962	1,038	2,230,060,326	119,743,636	千葉県全体の保険給付費の見込みから、県全体の国民健康保険事業納付金の総額を算出し、年齢調整後の医療費水準及び所得水準に応じて割り当てられた納付金を千葉県に納めます。

14款 国民健康保険事業費納付金 10項 後期高齢者支援金等分

事業名等	予算額	支出済額	予算残額	令和4年度決算額	前年度との比較	執行内容等
後期高齢者支援金等分	901,463,000	901,462,287	713	805,402,815	96,059,472	千葉県全体の後期高齢者支援金等分の見込みから、県全体の国民健康保険事業納付金の総額を算出し、所得水準に応じて割り当てられた納付金を千葉県に納めます。

14款 国民健康保険事業費納付金 15項 介護納付金分

事業名等	予算額	支出済額	予算残額	令和4年度決算額	前年度との比較	執行内容等
介護納付金分	307,914,000	307,913,721	279	325,470,658	△ 17,556,937	千葉県全体の介護納付金の見込みから、県全体の国民健康保険事業納付金の総額を算出し、所得水準に応じて割り当てられた納付金を千葉県に納めます。

(単位：円)

25款 保健事業費 03項 特定健康診査等事業費

事業名等	予算額	支出済額	予算残額	令和4年度決算額	前年度との比較	執行内容等
特定健康診査等事業費	78,252,000	68,679,658	9,572,342	75,094,182	△ 6,414,524	40歳から74歳までの被保険者を対象にした特定健康診査及び特定保健指導を実施します。 被保険者数の減少により、健診の受診件数が減ったことで事業費が減額になりました。 ・特定健康診査受診者数 7,313人 (R4:8,273人) ・特定保健指導実施者数 201人 (R4: 238人)

25款 保健事業費 05項 保健事業費

事業名等	予算額	支出済額	予算残額	令和4年度決算額	前年度との比較	執行内容等
医療費通知事務費	3,826,000	3,391,809	434,191	4,671,102	△ 1,279,293	医療費通知の郵送料です。 通知回数を年4回から年3回に変更したため、減額になりました。 ・発送件数 58,881件 (80,430件)
短期人間ドック助成事業費	57,285,000	56,352,839	932,161	57,184,153	△ 831,314	短期人間ドック検査費用の7割を助成する事業 (限度額6万円) ・人間ドック受検者 (脳ドック無) 1,182人 (R4:1,183人) ・人間ドック受検者 (脳ドック有) 316人 (R4: 321人)

40款 諸支出金 05項 償還金及び還付加算金

事業名等	予算額	支出済額	予算残額	令和4年度決算額	前年度との比較	執行内容等
過年度保険税還付金	34,880,041	31,015,016	3,865,025	16,730,721	14,284,295	過年度に納付された国民健康保険税について、所得更正や被保険者の遡及脱退等により過誤納が発生した場合における世帯主への歳出還付金

7. 木更津市国民健康保険特別会計 実質収支

(単位：円)

区分	金額
歳入総額	12,233,195,013
歳出総額	12,115,712,903
歳入歳出差引額	117,482,110
翌年度繰越額	0
実質収支額	117,482,110
実質収支額のうち 財政調整基金繰入額	102,274,410

8. 財政調整基金残高の推移

(単位：円)

年度	年度初残高	積立額	取崩額	増減額	年度末残高
平成27年度	1,016,392	1,000,254	0	1,000,254	2,016,646
平成28年度	2,016,646	1,040,201	0	1,040,201	3,056,847
平成29年度	3,056,847	1,075,303	0	1,075,303	4,132,150
平成30年度	4,132,150	201,588,229	205,084,000	▲ 3,495,771	636,379
令和元年度	636,379	98,099,556	4,616,000	93,483,556	94,119,935
令和2年度	94,119,935	85,489,392	0	85,489,392	179,609,327
令和3年度	179,609,327	191,458,744	0	191,458,744	371,068,071
令和4年度	371,068,071	184,840,601	0	184,840,601	555,908,672
令和5年度	555,908,672	222,558,446	295,695,000	▲ 73,136,554	482,772,118
令和6年度	482,772,118	102,274,563	342,605,000	▲ 240,330,437	242,441,681

報告事項4

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る対応について

(1) マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る制度概要について

①令和6年12月2日以降は健康保険証の新規発行が廃止されます。

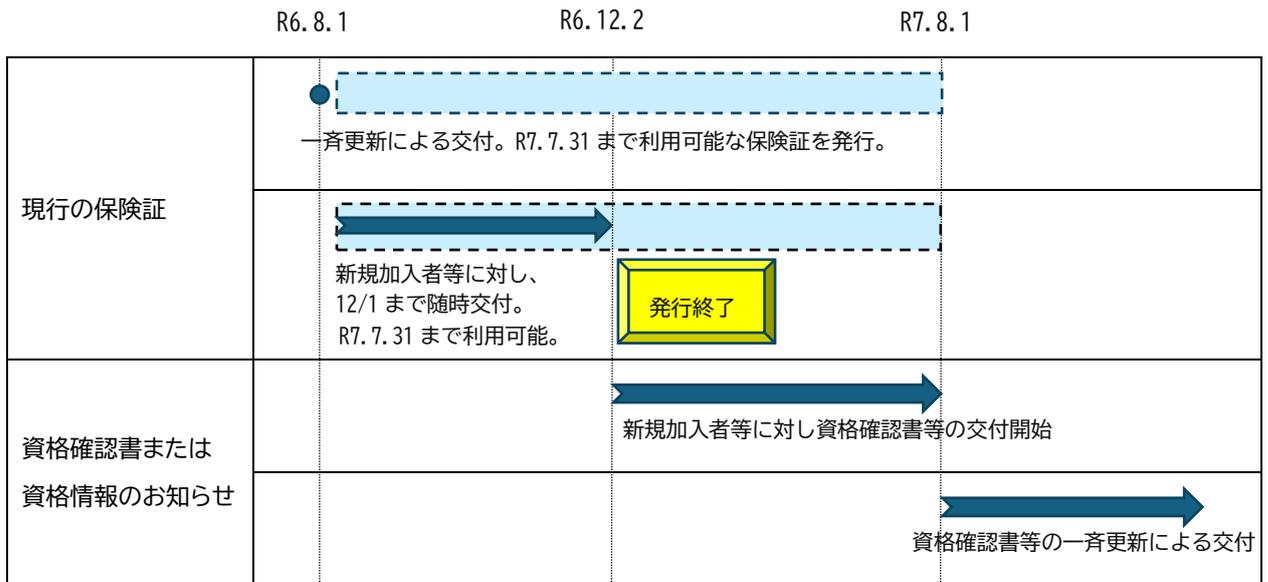
経過措置として12月1日までに発行された健康保険証は最長1年間有効なものとし、本市の国民健康保険証については令和7年7月31日まで有効に利用できます。

②12月2日以降はマイナ保険証を保有している方には「資格情報のお知らせ」が、保有していない方には「資格確認書」が交付されます。

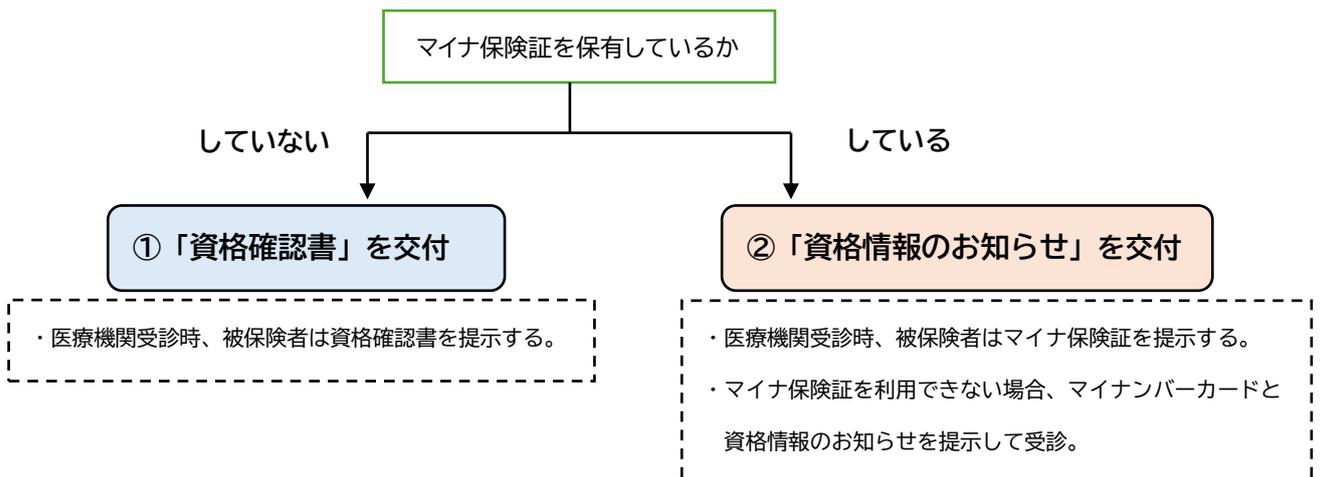
③滞納者に対して、12月2日以降はこれまでの短期証の取り扱いが廃止されます。

長期にわたる保険税滞納がある場合は、特別療養費（償還払い）の該当となり、「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」に「特別療養」に該当する旨が記載されます。

【図1 移行スケジュール】



【図2 資格確認書等の取扱い】



(2) 国民健康保険条例の一部改正について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）を9月市議会定例会で提案予定です。

【改正の内容】

条例第13条のなかで、被保険者証の返還の求めに応じない場合に過料を科す規定を設けていますが、被保険者証の廃止に伴いこの部分を削除する改正を予定しています。

第13条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。